

南関町地域計画協議の開催について

○地域計画協議の開催について

南関町では、農地の未来を地域の皆さんと考える「地域計画」協議に取り組んでいます。今回は、今年10月にリニューアルオープンした南関町交流拠点施設ukaraで、南関町全体の地域計画の公表とご意見の募集を行います。また、それに合わせ農業に関する補助金、相談の受付スペースも設置します。途中参加、途中退出もできますので、ukaraの見学も兼ねてお気軽に立ち寄りください。

○開催情報

開催日時：令和7年12月14日(日) 10時から11時30分まで

開催場所：南関町交流拠点施設ukara 2階 大ホール

※会場のホールは土足禁止です。

内 容：①南関町の「地域計画」についての説明

②農地の集積についての説明

③町内の農業に関する相談受付窓口

なお、農業相談については、内容や相談時間によって後の対応や担当課への取次ぎでのご案内とさせていただく可能性があります。あらかじめご了承ください。

・南関町の地域計画に関する詳しい内容は、
こちらをご覗ください。

[https://www.town.nankan.lg.jp/
sangyo/noringyo/nogyo/2740.html](https://www.town.nankan.lg.jp/sangyo/noringyo/nogyo/2740.html)



野焼きの原則禁止について

野焼きとは農地や空き地など、野外でごみを燃やすことです。

野焼きは、その煙や悪臭により、近隣住民とのトラブルや生活環境の悪化を招くだけでなく、火災や大気汚染の原因の一つとされていることから、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第16条の2により、原則禁止されています。(※以下については、特例で野焼きが認められます。ただし、周辺への影響があり、近隣住民から苦情等が出た場合は、焼却の中止等の町や警察からの行政指導の対象となります。)

※特例に該当するもの(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第

14条より)

○国又は地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な廃棄物の焼却

○震災、風水害、火災、凍霜害その他の災害の予防、応急対策又は復旧のために必要な廃棄物の焼却

○風俗習慣上又は宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却

○農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却

○たき火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であって軽微なもの

罰則(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第25条、第32条)

焼却禁止規定に違反すると、廃棄物処理法により5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金又はその両方が科せられる場合があります。また、野焼き行為が法人の業務に関するものであるときは、行為者の他、その法人に3億円以下の罰金が科せられる場合があります。なお、未遂でも同様です。

問 税務住民課 環境対策係 ☎57-8579



放課後の居場所づくり! 地域未来塾(寺子屋)

地域未来塾(寺子屋)

学力向上!生徒達の安らぐ居場所づくりへと進化!

「子ども達の学びや成長を支える」「学校を核とした地域づくり」を目指して、地域と学校が連携・協働して行う様々な地域学校協働活動の1つに地域未来塾があります。

南関町では、中学生を対象に毎週木曜日、交流センターにて、放課後学習を見守る地域未来塾(寺子屋)に取り組んでいます。町から委託を受けた協働活動支援員さんをはじめ、協働活動サポーターの皆さんに学力向上のみならず、放課後の生徒達の落ち着く居場所づくりとして日頃から温かいご協力をいただいています。



希望者は英語コースも受講することができ、分からないところは生徒同士で教えあったり、サポーターさんに尋ねたりしながら、宿題や自学、試験勉強に励んでいます。いよいよ3年生は受験が近づく頃となりました。進路の悩みを打ち明けたり、勉強したり、おしゃべりしたり、それぞれ過ごしたいように時間を過ごします。

充実した時間の後には、手作りのおにぎりの差し入れを頬張り満足した様子。心も満たされて帰って行く子ども達。とても微笑ましいひとときをぜひ一緒に過ごしませんか!勉強を教えるだけではなく、問題集のコピーをしたり、生徒たちのおしゃべりを聞いたり、活動を見守ってくださる方も大募集です。

ぜひ、地域の皆さんとの趣味や特技を活かしてみませんか!お気軽に温かいご協力を心からお待ちしています。

※地域学校協働本部
(TEL57-8507 FAX53-5558 南関町教育課内)



マイナンバーカード・電子証明 有効期限と更新手続き



マイナンバーカードや電子証明書には有効期限があります。有効期限を迎えると、マイナ保険証としての利用、コンビニでの住民票などの交付サービスの利用、マイナポータルへのログインができなくなります。

◎有効期限を確認するには?

- カード表面の生年月日の右横に印字。
- 電子証明書の有効期限

カード表面の表記欄にご自身で記入してご確認ください。カード発行時に18歳以上でカードと電子証明書を同時発行している場合は、カードの有効期限の5年前です。

※それぞれマイナポータルにログインして確認できます

◎マイナンバーカードの有効期限は?

発行日から10回目の誕生日(未成年者は5回目)まで外国籍の人は在留期限の満了日

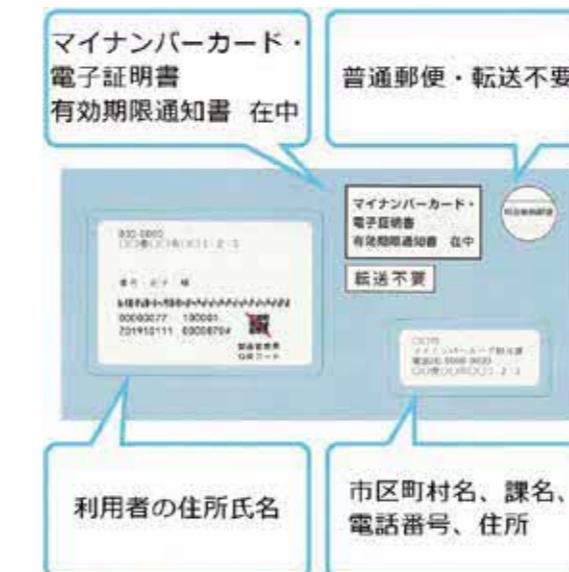
◎電子証明書の有効期限は?

年齢を問わず発行日から5回目の誕生日まで

◎更新手続き◎

有効期限の3ヶ月前に申請書同封の有効期限通知書が発送されます(転送不要郵便)。

通知が来ていなくても手続き可能です。



・マイナンバーカードの更新手続き

有効期限通知書内に同封されている申請書を利用し、オンラインまたは郵送での手続き、もしくは役場へ来庁し新しいカードの申請手続きを行ってください(受取までに1ヶ月程度かかる)。

・電子証明書の更新手続き

役場での手続きとなり、オンラインでは手続きできません。

※電子証明書の更新には暗証番号(数字4桁、アルファベット大文字と数字混合の6~16桁)が必要です。

※暗証番号忘れ、ロックがかかった場合、再設定が必要です。

※代理人による更新は、照会書兼回答書の暗証番号が不一致の場合、当日中に手続きは終了しません。

問 税務住民課 マイナンバー取得・利用円滑化推進室

☎57-8502

事業承継個別相談会

近年地域の事業所において大きな課題となっている事業承継。商工会では重要なテーマとして取り上げ、個別相談会を開催します。「後継者は決まっているが、いつ、何を、どのように進めればいいのかわからない」「後継者がいない、このままでは廃業?」などお気軽にご相談ください。相談は無料です。

●日 時 1月7日(水)

- ① 9:00~10:30 ② 10:30~12:00
- ③ 13:00~14:30 ④ 14:30~16:00

●会 場 まちの駅ゆた～っと(南関町関町1437)

●駐 車 場 南関町役場またはukaraをご利用ください。

●対 象 南関町の中小企業・小規模事業者で後継者対策等の事業承継問題にお困りの方、南関町で事業の引継ぎをお考えの方。

問 南関町商工会 ☎53-0120